

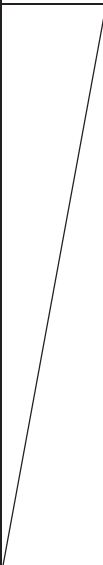
広島県告示第九百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 所在地 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
|---|------------------------------|---|
| 広島県東広島市西条町御菌宇、同市西条町助実、同市西条中央及び同市西条町西条地内 | 区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| | 区域の表示 | 区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項 |
| 御菌宇（五一一八―三） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 御菌宇（五一一八） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西条中央（四六二〇―二） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 御菌宇（五一一八―一） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 助実（六二六六―二） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 助実（二一三〇六―一） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西条中央（四六二〇―一） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 助実（六二六六） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 西条東（六二六四―一） 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | |
|-----------------|-------------|---------|--|
| 御菌宇（五） 一一八―二 | 急傾斜地の 崩壊 | 次の図のとおり |  |
|-----------------|-------------|---------|--|

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。